第十三条第五項の表道府県の項第八号中「昭和五十七年度」を「昭和五十八年度」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同項第九号中「平成四年度から平成二十四年度まで」を「平成五年度から平成二十五年度まで」に改め、同項第十号中「平成四年度及び」を削り、同項第十一号中「平成四年度」を「平成五年度」に改め、同項第十二号及び第十五号中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同項第十六号中「東日本大震災全国緊急防災施策債償還費」を「及び平成二十四年度」を「から平成二十五年度まで」に改め、同項第十号中「平成四年度及び」を削り、同項第十一号中「平成四年度」を「平成五年度」に改め、同項第十二号及び第十五号中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同項第十六号中「東日本大震災全国緊急防災施策債償還費」を「東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費」に、「及び平成二十四年度」を「から平成二十五年度までの各年度」に、「東日本大震災全国緊急防災施策に」を「東日本大震災全国緊急防災施策等に」に改める。

附則第四条の見出し中「平成二十五年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同条第一項中「平成二十五年度に限り」を「平成二十六年度に限り」に、「第五号」を「第六号」に、「一兆八千九百億円」を「九千百億円」に、「第六号」を「第七号」に改め、「第九号及び」を削り、「六千六百二十七億二千九百五十七万七千円」を「五千七百二十三億三千二百二十一万五千円」に改め、同項第九号を削り、同項第八号中「附則第四条の二第五項」を「附則第四条の二第四項」に、「平成二十五年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「千七百四十六億円」を「千七百二十九億円」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「三十三兆四千百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十三兆三千百七十二億九千五百四十万八千円」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「三十三兆三千百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十三兆千百七十二億九千五百四十万八千円」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「前三号」を「前各号」に、「三兆六千四十五億三千百七十五万円」を「二兆六千四百三十八億三千百七十五万円」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「附則第四条の二第三項」を「附則第四条の二第二項」に、「平成二十五年度分の交付税の総額に加算することとされていた額　五千五百八十一億円」を「平成二十七年度分の交付税の総額及び平成二十八年度分の交付税の総額に加算することとされていた額のうち千五百三十六億円」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号）」に、「平成二十五年度分」を「平成二十六年度分」に、「二千百五十億円」を「五千百十二億円」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　平成二十六年度の地方法人税の収入見込額として交付税及び譲与税配付金特別会計の歳入予算に計上された金額に相当する額

附則第四条第二項中「平成二十六年度分」を「平成二十六年度分」に、「附則第四条の二第四項」を「附則第四条の二第三項」に、「二千九百七十七億八千七百四十万円」を「二千三百十七億八千七百四十万円」に改める。

附則第四条の二の見出し及び同条第一項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条第二項中「平成二十六年度から平成四十年度まで」を「平成二十七年度から平成四十一年度まで」に改め、同項の表を次のように改める。

| 年度 | 金額 |
|---|---|
| 平成二十七年度 | 三千九百二十六億円 |
| 平成二十八年度 | 三千四百三十六億円 |
| 平成二十九年度 | 三千八百七億円 |
| 平成三十年度 | 三千三百六十七億円 |
| 平成三十一年度 | 二千九百六十一億円 |
| 平成三十二年度 | 二千五百三十三億円 |
| 平成三十三年度 | 二千九十億円 |
| 平成三十四年度 | 千六百五十三億円 |
| 平成三十五年度 | 千二百十四億円 |
| 平成三十六年度 | 八百三十一億円 |
| 平成三十七年度 | 五百二十一億円 |
| 平成三十八年度 | 二百八十億円 |
| 平成三十九年度 | 百二十八億円 |
| 平成四十年度 | 三十五億円 |
| 平成四十一年度 | 八億円 |

附則第四条の二第三項中「平成二十六年度及び平成二十七年度の各年度分」を「平成二十七年度分」に、「千九百九十七億七千四百八十万円」を「九百九十八億八千七百四十万円」に、「千九百七十九億六百六十九万八千円」を「六百六十億六百六十九万八千円」に改め、「、平成二十六年度に当該年度分の交付税の総額から二千三百十七億八千七百四十万円を」を削り、「平成二十七年度に当該年度分」を「平成二十七年度分」に改め、「それぞれ」を削り、同条第四項中「平成二十六年度から」を「平成二十七年度から」に改め、「平成二十六年度及び」を削り、「及び平成四十年度」を「から平成四十一年度までの各年度」に改め、「平成四十一年度及び」を削る。

附則第四条の二の次に次の一条を加える。

（平成二十七年度及び平成二十八年度における臨時財政対策のための特例加算）

**第四条の三**　平成二十七年度及び平成二十八年度において、地方財政の状況等に鑑み、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、当該各年度分の交付税の総額については、前条第四項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

2　前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の五の二第一項に規定する地方債（第一号において「臨時財政対策債」という。）で当該各年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするもの（発行について同法第五条の三第六項の規定による届出がされるもののうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）の予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一　第十二条第三項の表第五十号(1)から(6)までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る当該各年度における元利償還金の支払に充てるため必要な額の総額の見込額

二　その他総務大臣及び財務大臣が協議して定める額

附則第五条の次に次の一条を加える。

（地域の元気創造事業費の基準財政需要額への算入）

**第五条の二**　当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。